

第二十二回国 参議院大蔵委員会會議録第十八号

昭和三十年六月十七日(金曜日)午前十四時四十五分開会

出席者は左の通り。

委員長 青木 一男君
理事 西川甚五郎君
山本 米治君
土田國太郎君
平林 剛君
森下 政一君

委員

青柳 秀夫君
岡崎 眞一君
木内 四郎君
白井 勇君
藤野 繁雄君
片柳 眞吉君
岡 三郎君
菊川 孝夫君
野溝 勝君
中川 幸平君
木村禮八郎君

國務大臣

大蔵大臣 一萬田尚登君

政府委員

大蔵省主税局長 渡辺喜久造君
大蔵省理財局長 阪田 泰二君
大蔵省銀行局長 河野 通一君

事務局側

常任委員 木村常次郎君
會専門員 小田 正義君
常任委員 小田 正義君
會専門員

○証券取引法の一部を改正する法律案
本日の會議に付した案件

第五部 大蔵委員会會議録第十八号

(内閣提出)
○証券投資信託法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(青木一男君) これより委員會を開きます。

証券取引法の一部を改正する法律案及び証券投資信託法の一部を改正する法律案を一括議題にして質疑を行います。

○菊川孝夫君 大蔵大臣にお尋ねいたしますが、この証券取引法の一部を改正する法律案の審議に當つて、やはり今問題になつておられます証券市場は非常に不振である。従つて、正しい意味の、この投資市場としての証券取引所は、やはり發展をさせなければならぬと思つておりますが、そこで投資市場としての証券取引所の振興方針、この方針について大蔵大臣何かお考えを持つておられるか。それとも成り行きにまかしていかか。あなたは日銀總裁として在任せられた當時に、よく、今の証券取引所は行き過ぎておる、ちよつとこれは投機に走り過ぎておるという談話を發表されて、一萬田法王の談話の發表によつて市場は多少動揺を來たした、こういうことがあつたのであります。その後、新木さんも証券市場についてちよつちよつ發言されておるようでありますけれども、一体どういふお考えで、この証券取引所といふものを今後振興されていくかといふことをお考えになつておられるか、一々伺つておきたいと思つておられます。

○國務大臣(一萬田尚登君) これは非常に大きな問題になります。第一には、この証券自体の、企業自体の健全性を今後回復していきまして、株式等に対する一般の信頼を増して行く。同時に市場的には、証券市場に向くようなものを誘致する。さらに、投資家から見れば、大衆が株式に対して、この投資をしやすくする。同時にまた、こういうようなことが総合されて、株式の売買、換貨が容易になる。こういうようなことが総合されないと、なかなか私には人間的に証券市場を盛んにするといふわけにはいかないのじゃないか、こういうふうにお考えおられるのであります。そういう意味合いにおきまして、何としても資本の蓄積ということの増強が今日急務である、同時にまた、若干問題になつておられますが、大衆が株式に対して信頼を持つていく、この点については、私は特に日本の今日の状態は、戦争に負けてすべてが荒廢しておる、従つて産業資金といふものは非常にこれを調達するのに株式の役割が大いなのでありますから、株式といふものに対する考え方、これは非常に危険であるといふような考え方は日本の現状としては是正をしていくべきである、が、同時に、そういうものが危険でないといふ考え方がなつた場合に、それが真実に危険でないように株式の健全性を打ち出して行く、こういうふうなことを私は考えておるのであります。具体的にどうするかといふことは、株式金融に対して特殊な金融会社を設

置する、あるいはまた証券投資信託を育成する、あるいは短期資金、特にコール・レートを下げていく、あるいはまた銘柄であります。上場銘柄についての適切な措置をとる、あるいはまた今後において株式の単位について、果して五十円単位が適切かどうか、こういうふうな今後研究されるべきことが多々ある、大体私はさうな考え方をしております。

○菊川孝夫君 最近の証券市場の模様を經濟雜誌あるいは新聞その他の報道によつて承知しておるところによりまして、今のような大衆が活動するといふことはおおよそ逆行いたしました。最近では地元の仕手筋の策動によつてのみ市場が左右されておるのが今の実情のように、われわれは部外から見ても、おられますのでありますけれども、それでは健全なる投資市場としての機能を十分に發揮することができないのではないかと思つておられます。特にそれからいへば、あとに問題になります。投資信託と密接な関係があると思つておられますが、投資信託は非常に、まあ広告を見ておられます。いなかへ参りまして、四大証券の名前で、まるで木に金がかかるような広告を出している。誇大な広告を出してはいかんとおられるのは、この前のあの金融の際にもあつたのだが、若干われわれから見ると、まあ金融のようないかどいことは、保金經濟会のようないどいことはないが、保金經濟会だつて、あの全盛當時に、誰もあんなことにな

るとは——われわれはかねてから警告をしておつたのであります。なるとは思わなかつたのであります。ああいう事態になつたのであります。そこで、もしも投資信託については、これは必ずもうかるのだから、これに投資しなさいと言つて、一方においては広告をしておる。それだから大衆の方では安心して、四大証券がやつておるのだから大丈夫だろうと思つて買つておいたのが、今度は額面を割りその月から十二月にかけまして大体達した額が七十億くらいある。七十億を現金でこれを返すといふことになる、どうしても証券を市場へ売るか、あるいは新たに募集した投資信託にころがして処理するか、どちらかをしなければならぬと思つて、さうすると、証券市場はますます悪化して、結局先ほど申し上げましたように、地元の仕手筋の策動によつて証券市場が動く。こういうことになつて、健全なるべき投資市場がどうしても大衆と遊離した投機市場になる危険があるのだが、そこでお尋ねいたしたいのは、投資信託の償還期限を再延長するしかないかといふことが一つの大きな課題になつておる趣きでありますけれども、大蔵大臣としては、この問題についてどういふ処置をお取りになるかと考えておられるのか。一つ御答を願ひたいと思つておられます。

○國務大臣(一萬田尚登君) これは私の考えでは、そのときの情勢を見きわめてきめるはかなからうと思つておられます。

○國務大臣(一萬田尚登君) これは私の考えでは、そのときの情勢を見きわめてきめるはかなからうと思つておられます。

対策を保持しに成っているかどうか。
○國務大臣(一萬田尚登君) これは結局、やはり今日の経済組織におきましては、証券会社自身が堅実性を持つというところに元をおかなくてはならぬと考へておられます。ことに終戦後におきまします占領政策のもとにおきまして、株屋さん、証券会社は、届出をすれば誰でもやれる、従つてまあ非常にたくさん証券会社を作るといふような生活のために証券会社を作るといふようなことは、届出をすればいい、私の考へではこれは検討を今後において十分加へなければならぬと思つておられます。これも大衆の金をやはり扱つておられる、そして株式という株式の考へ方も、先ほど申しましたように、よほど日本の現状に即して変えていこうと思つておられますが、しかしこの価格の変動というものは、ほかのものに比べてやはり激しいと思つておられます。そして、証券会社というものについて、よほどまあ、しかしこれは検討を加へないといふか、単に届出をすれば幾らでもできるというふうなことはどうかという考へは持つておられます。それから、その結果非常に数がふえたわけですが、終戦後、ですから競争が非常に激しい。ここに特に今日この小さい証券業者の不況の大きな原因になつておられる。かつまた、こういうふうな関係から投機性を持つ清算取引を復活してもらいたいといふような意見も出てくるのではなからうか。むしろこの清算取引については別個の見地もありませんが、そういうふうな今日の情勢からも好ましくない。こういうふうな考へておられる。私としては、証券会社の弱いところは、合併とか、あるいは

証券業者共同の力でこれを整理していくというふうにして、大衆に御迷惑にならないようにやつていきたい、かように考へておられます。
○菊川孝夫君 今大蔵大臣は、証券業者は皆、届出制で、だれでもかかれでもやれるんだというんだが、なかなかこれはそうではないんで、この証券取引法によりまして、そう簡単に届出すればやれるわけではなくて、いろいろ制約はあるわけですから、その点を一つ誤解のないように、大蔵大臣にしっかりよく話しておいてもらわんと困る。届出をすればだれでもやれると、その簡単な商売と違ふんだから、その点よく話しておいてもらわなければ困ると思つておられます。

それから次に、証券の担保による、証券担保の金融についても、やっぱりこれだけ証券の数が多くなつた場合は考へなければならぬと思つておられます。これらについて大臣は一体どう考へておられますか。
○國務大臣(一萬田尚登君) 証券担保、おそろく株式担保金融のこととおありと思つておられますが、これは別に止めてあるわけでもありません。株式担保の金融は市中銀行ではやつておられるわけがあります。どういふ御意向か—これは株式の相場が非常に安いといふような場合は、掛目は非常に低くなるものでありまして、これは止めてあるわけではありません。

○野澤勝君 一つ大臣に、お忙しいところですが、お伺いをいたします。特に大臣は、財政方面はともかくとして、金融方面はオーソリテイと自他共に許しておられます。そこで私はしるうとのことですから、あるいは筋違いかもしれないが、最近銀行屋がかくもうけて、あなたがかくもうけて、たんで、かくも銀行屋がかくもうけて、町のまん中といへば大体銀行屋が占めておられる。特に中央の銀行ばかりであるならともかくも、この頃いなかの金を集めて、いなかの預金者乃至は、いなかの産業方面にこれを融資するならばわかるのでございませうが、いなかで集めた金を中央へ持つて来て、どこへ融資しているか知らなければいけません。とにかく、うま味は東京にあるとみえて、さかんにいなかの銀行が東京あたりへ来てもうけておられる。それはもうけることは自由でございませうが、また許されおけるのだからやむを得ないので、一体、金融統制を説いて特に先般の銀行総会においても大臣は銀行の合論などをちよいとちよとちよと、少し問題を起したやに聞いておられますが、そんなことは、まあどうでもよろしゅうございませうが、とにかく合同乃至は統制乃至は内容充実の方針を説く前に、一つそういうのでたらめのやり方を押える意思があるかないか、これが一つ。

第二は、投資信託並びに取引法の一部改正に關連した問題でございませうが、銀行屋は金利を、鼻くそをまるめて万金丹ほど下げて、まあ下げたことはけつこうです。ところが同じ金融機関である投資信託の方の信託銀行の方は、下げたといふことを聞かないので、きよは大臣も銀行局長もお揃いでございませうが、この席でお伺いするのでございませうが、信託銀行は普通銀行とどういふところが違ふのか、この際お伺いしておいて、さらにまた信託銀行が他の銀行と違つて金利をまだ下げておられない。下げたかどうか聞いておられません。下げたら下げたでよろしうございませうが、そういう点について一つお伺いしておきたいと思つておられます。

○國務大臣(一萬田尚登君) 銀行が派手な店舗を町の主なところに出しておられる、こういういろいろの御意見があつたが、これは営業の上からあるいは止むを得ない点もあると思つておられます。また必要なこともあると思つておられますが、限度を越えることは、これはもう慎しむべきで、今御注意になりましたような状況がないとも言えませう。従つて、十分今自爾を求めて注意を与えておられるわけでおられます。

それから信託の金利、これは長期金融の金利になるのでありますが、これも私は近いうちに下げることになる、こういうふうな考へておられます。
○野澤勝君 大臣のまことに卒直なる御答弁に對しまして、人民を代表して感謝をするものであります。

確かに投資者から見まして非常に重大な問題でございませう。なぜならば、投資信託に投資をしたものは信託会社じゃないのだから、五大証券じゃなくて、ほんとうに人民が投資したものでございませうから、そこへ投資した金を今度は委託会社が何か銀行へ持つていくわけでしょう。そうすると、ただお取り次ぎ機関ですから、だから、それは痛くもかゆくもないが、しかし投資者がその金利が下がるというところについて、相当投資者の利益になるのでございませうから、これはその通りだと思つてございませうが、大臣、所見はいかがでございませうか。

○國務大臣(一萬田尚登君) 大体お話をの通りであります。
○野澤勝君 そこで大臣にも一つ、ついでにお伺いしておきたいのでございませうが、今大臣の御答弁によりまして、近い機会に金利引き下げをいたす予定であるといふことではございませうから、それでまあ納得ができたのでございませうが、大体もしこの金利引き下げをするならば、一般普通銀行と同率に見て差しつかえありませんか。

○國務大臣(一萬田尚登君) 具体的に金利をどこまで下げるか、これは一つはお今相談いたしておられますから銀行と同じになるか、これは私はお答へできないと思つておられますが、なるべくそういたしたいと思つておられます。

それから先ほど大体お説のようにと言つておられますが、投資信託で信託会社が何か特別に利益をおけることはないのであります。それだけ修正をいたしておきます。

○野澤勝君 いや、私は投資信託会社が利益と、こういう意味じゃないので、銀行がそういう金利を引下げておれば利益になる、こういう意味で私もお尋ねをしたのでございませうが、そういうことには間違いないと思つておられます。そういう意味でございませう。投資信託会社が利益をしておるといふふうには決してまあ決定的には申さなかつたつもりであります。銀行の方ですが、銀行の方が利益をしておると思つていかにございませうか、銀行局長。

○政府委員(河野通一君) 今お話を投資信託における信託銀行のあり方、立場といふものは、必ずしも直接に普通金融信託等におけるような立場に実は信託銀行はないわけでは、従つて、これは一種の有価証券の管理信託のよ

単になる、こういう利益があります。しかし、まあ、それは、それは利益でないとも言えるかもしれませんが、私の最も重要視する利益というのは心理的な影響でありましてつまり金の値打が出るのであります。われわれは、もう、今子供がちょっとあめ玉を買に行くのに、百円札を握って行くわけですが、もし百分の一に切り下げるといふと、なかなか百円の金は大人な金になりますから、洋服一着が百円くらいで買えるようになると思うのですが、そういう意味で、私はデノミネーションというものを今やる時期じゃないか。インフレの最中にやっても、まだ通貨が結構増発されればこれはだめになっちゃう。それからまた、第二次大戦後に起った各国のインフレインフレのとき行われたあの貨幣価値の切り下げというやつ、たとえばドイツが十マルクを一マルクにした、あるいはソ連が五ルーブルを一ルーブルにしたという、ああいうやり方は、たとい、やっても百害あって一益ない。あれはインフレが上昇途上にやむを得ずやっただけをいいますが、ただ金を持っているやつだけはいじめる。金の値打を切り下げないでいじめる。物価はそれだけ下らない。十分の一に下っても物価はせいぜい半分くらいにしかならないというところが、物を持つ者と金を持つ者との間に非常に不均衡が行われる。こういうやり方は非常に悪いやり方でありまして、私の今言ったようなデノミネーションはこの際とすべきではないか。つまり貨幣価値が安定したということとをすでに国民はだいたい二、三年間のデフレで信賴してきて

いるのでありますから、ただいまさらこれを裏づける、こういう意味合いにおきまして、一万円札を出すのも一つのやり方でありませう。今の貨幣価値を変えなくてもあえて差しつかえないのであります。私は、この際、デノミネーションをやつて、その場合に昔の物価に返すという意味じゃない。三百五十分の一にするということじゃない。例を二つにとるといふ方法によつて、デノミネーションは非常に資本蓄積のために有効であると思つたので、これに対して大蔵大臣はどういう御見解でありますか伺いたい。○国務大臣(一萬田尚登君) 答えたい。今のお説で、私が一番やはり問題といたしますことは、そういう処置を、いつとるかということにあるのであります。とる方法、とつた後の効果等については、私はお説に異論はありません。ただ、この場合は、通貨価値が確実に安定をしたということが私は必要であると思つた。通貨価値が安定ということになれば、これは内外の通貨価値が安定した、言いかえれば、国内において物価というものが長期にわたつてこれは安定をする。まあ、そういう場合に、特に大きなフクターは、財政というものが、まことに現象を、将来健全財政の線はこわれる気がない。いだらう。少くともそういう見通しは十分立つことが私は必要である。国際的にいへば、これは日本の輸出が十分増大が認められ、国際収支が必ず黒字が累積されていく見通しが立つ、こういうふうなこと。二つの状況が確立され、その上にやはりそういうことをするような場合においては、これはクレ

ジットの形によるか、国際収支の差額によるか、相当やはり為替資金というものを日本は蓄積して持つ必要がある。そういうふうな条件が十分見通されれば、これは私はそれ自体において異論はないのであります。そういう点について私はなお慎重な態度を必要とするというふうに考えております。それは賠償一つとりまして、なかなか今後の復興関係からみましても、むしろ通貨価値は安定していくように最善をつくすのであります。なお努力するうちに、またそういう意味におきまして、また私は、御例示の一万円札というものにおいても、私は一万円札を發行する考えを持っておりません。○委員長(青木一男君) ちよつとお諮りいたします。この際、今議題となつておられますが、証券関係二法案に質疑を集中していただいて、かねての理事會打ち合せの通り、討論採決をいたしまして、そのあとで引き続きその他の問題について質問することにしたかと思つて、いかがでしょうか。○委員(青木一男君) いや、そういう。討論採決はあとなんです。○委員(青木一男君) いや、そういう。討論採決はあとなんです。○木村福八郎君 そうですね。先ほど、菊川君の質問に対して大蔵大臣は、投資信託制度についてこの際やはり根本的に考え直してみたいという御答弁があったのですが、菊川君の質問の趣旨は、この投資信託制度を設けた当時から相当情勢が変つてきている。また私の考えからいへば、あのときの投資信託制

度を作つた動機からも問題があると思つたのですけれども、そこで、どういふふうな制度に、これを根本的に直すようになつてくるか。私も菊川君の御意見と同様に、この際、やはりこのままでは相当問題が起きてくると思つたので、やはり根本的にこれは考え直してみる必要がある。何かそれに対して積極的な御考えがありましたら伺つておきたい。○国務大臣(一萬田尚登君) 今、私、具体的にどういふふうな制度を變える、あるいは運用の面においてどういふ用意をもつてお答えするだけの用意をもつておりません。これはまあ木村さんあたりの御意見をよく聞きまして、よくしたいというので今研究いたしておるのであります。○木村福八郎君 先ほど山本米治さんの御発言がありました。実はそれは山本米治さんあたりも非常に御熱心に御提案になつて。最初この投資信託法の制度を作る動機ですね。これは大蔵大臣も御承知と思つたのですが、証券会社にどういふことをやらすということになつたについては、当時証券会社が非常に、株式を持ち抱えておつて、処理に困つておつたのです。それで、その根本の動機は過剰手持ち株式の処分にあつたことは、これはもう明らかであつたのです。そこで、当時非常に問題になりました。昭和二十八年の四月選挙には、山一証券、野村証券、日興証券、大和証券の四大証券が自由党に各百万円ずつ献金しておるので。それからまた、証券取引所及び証券業協会として自由党に七百万円献金してあります。これは選挙管理委員会に正式に届け出たものでありますから、裏

口には何倍かになる献金があるかもしれない。そういうことはわれわれはわかりませんが、自由党に株屋さんの大どころが金を非常に出したということとは、はつきりしているのです。それで一説には、四月選挙と、その前の選挙の二回で、自由党のために二億円以上の金を当時池田さんは集めたといわれてる。その二億円のうち、証券界から相当金が入つてる。これも言われておられますが、その当時どうしてそんなに証券界が金を自由党に献金したかといふと、それは投資信託というものを、早くこれを実行してもらいたかめだといふことは明らかになるのです。当時そういう大証券会社は過剰の手持ち株式処分におつたのです。何とかこれを処分しなければならぬ。何となくこれを処分しなければならぬ。こういう動機から起つて、非常に私は今後投資信託の問題を考へるときに重要問題である。いわゆる投資者の保護という立場からいへば、実は信託会社にそういうことをやらせて、これは岡崎さんなんかも、またそういうアメリカの事情をよく御承知の自由党の方の中にも、そういう正しい意味での投資信託を、いわゆる受託者の受益擁護という点からいへば、そういう形の方が安全性もあり、正しいのではないかと、こういう見方もおられる。あるいはそこで、動議がそういうものであつたから、ほんとうに投資信託による受託者の保護が真剣に考へられていないのではないかと、こういう気がするわけですが、動機がそういうものであつたから、それから先ほど菊川君も言われましたが、当時は事業会社の自己資本が少い、他人資本が非常に多くて、やはり増資をどんどんしなければならぬ。

そういう情勢であつて、どんどん増資をしたのですが、ちょうど株の景気がよかつたので、その増資がどんどん消化された。その消化された割合を見ますと、山一証券の調査によりますと、個人層が八割一分なのです。事業会社が一四%、信用金庫が一六%、非営利団体が一五%、銀行一%、その他〇・八%なので、個人層が圧倒的に多いのです。そこで、もしこれが万一のことがあると、個人層に相当、保全経済会みたいな悪影響がある。現に、もうすでに朝鮮戦争以後、株式が非常に低落して、額面の五千万を割つて、元金の五千万を割つておるものも相当あるわけです。それで中途解約するものが続出してきておる。もしこれが殺到すれば銀行の取付みたになつてくるわけです。そういう事態は予想されないわけじゃない、一時非常に危惧されたことは大蔵大臣も十分御承知であると思つた。そこで、この満期償還がきた額面割りの投資信託期間を延長する、こういう問題が起つてくる。

で、一年二年延長して一応事態を取拾しておると、そういうような、実に今の状態は非常に姑息的な、糊塗術を講じておる。一年二年を延期して事態を取拾しておると、そういう状態という立場からという、自己売買の出来るような証券取引所自体にもまた問題があると思つた。アメリカのようにデイトライとかアンダーライターが別になつておるような事態じゃなくて、スペキュレーションが出来るような証券取引制度になつておる。そういう証券会社社がそういうものをやるということ、一時過剰手持ち株の処分としては

効果があり、そして、そのためにまあ自由党さんにたくさん献金しまして一応その目的は達したのでありますが、今後においては、今度はほんとうの投資者という立場から、投資者の利益擁護の立場から、もう一度これを再検討しなければならぬ。そこで、これはまあ信託会社にやらせるか、あるいはまた証券取引の制度ですね、今の証券会社というのはアメリカあたりと違つておつて、そういう投機的なことが出来るような制度になつておりますから、そういう証券取引制度を根本的に一つ変えるか、変えた上でやるか、何かそこに根本的に考え直さなければならぬ点があるのじゃないか、そういう意味で御質問しておるわけです。この点について伺いたいと思つた。

○國務大臣(一萬田尚登君) 木村さんの御意見、大体私も投資証券に関する限りにおきましていろいろことがありますが、これは……お説のように、この方法は大家から産業資金を調達する新しい方法として試みられたので、それ以外のものではない。その点が私、幾らかあなたと見解を異にするかもしれないが、これは私は別に証券会の救済的な意味においてやつたとは考えておりません。これはその後における証券会社の持株の増減から見ても大体証明が出来るのではないかと考えておるわけでありませぬ。いずれにいたしましても、大家が株式を持つ、日本の現場ではやはり株式による産業資金の調達というものは極めて必要である、こういう見地からいたしまして、この大家を保護する、株式を持つことによつて大家が非常に損をするようなことがないような何かのことを考える必要があ

るのではないかと、この点につきましても、私も同じように考へております。これは私、非常にむずかしいと思つたのですが、それで先ほど申しましたように、この運用に當つて、株式の安いつきに設定をするようにしていきたい、株が高くなつたときにこれを操作して、そして、かりにそれが配当にすぐならぬでも、ある程度の何をつけるとか、いろいろ運用面においても改善をして、そしてこの方法によつて株式を持つておる大家の保護をできるだけ可能ならしめるような措置をとりたい、かように考へております。

○木村八郎君 大蔵大臣は、大家の投資者の利益をやはり保護しなければならぬといふことについて強調されましたが、非常にこれはまあ資本蓄積の上から適切なことだと思つた。それに關連しましていろいろ問題が最近起つてきているのです。大家の預金が払われないうちで、これは今後の金融政策上重大な問題ではないか。たとえば三井精機という会社がある、この会社がつぶれたのです。そこで会社更生法の適用を受けましたが、この会社に労働者が預金をしておつた、会社にです。いわゆる勤務先預金と言いますね。そうしたら、それが棚上げになつてしまつた、一般債権と同じになつてしまつて払われないうちで、そういう事例がそれ以外に最近非常にたくさん出て参りました。労働者は会社に相当たくさん金を預けておるのです、最近の調査では、二十九年三月末で百五十六億八千万あるのです。組合数は一万六千七百一件、人数は百六十二万になつておるのです。こういう問題は一体どう

お考へになるか。これは私、実は、前の「出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律」これに違反するのではないかと思つたのですが、この点を簡単に。

○國務大臣(一萬田尚登君) 今御指摘の職場のこと、これは私、非常に検討を要すると思つた。労働者の預金を会社が使つておるのです。これは、私は、預金ではあるが少し話が違つた。職場で、会社で集める、それを更に銀行に預けるといふような預金の中間措置ならば私はいふ思つたのです、銀行に対しては十分な預金者保護をやりま

度から……これは検討を加えて、改正すべき点は改正しなければならぬと思つております。なお細かい点は銀行局長から……

○政府委員(河野通一君) 今御指摘のいわゆる勤務先預金制度であります。これはお話がありましたように、法律的にも実質的にも相当問題があると思つた。第一に、法律的には、今御指摘のありました預け金出資等に関する取締りの法律、あの第二条に触れるのではないかと、この問題が一つ、この点を約一年ぐらゐ前から関係の当局といろいろ打ち合せをいたしました。あの法律の解釈が非常にむずかしいのでありまして、現在のところでは、はっきりした結論に至つておりませぬ。さらにこの問題は検討を加えなければならぬと思つた。それから実質的には、やはり今お話のように非常に弊害を伴つておる。かりに法律上の解釈としてそれが違法でない、あるいは、かりに違法であるとすれば、それを適法にするような法律的措施をとるにしても、実質的にそういう制

度か果して労働者の方々の利益を保護するゆゑになるかならないか、この点は相当慎重に考へなければならぬ問題であると思つた。

今大蔵大臣からお話がありました通り、この点については、私は非常に關心を持って現在研究を続けており、しかも、あまりいつまでも放つておくわけにいかん問題でありますから、なるべくすみやかに成案を得次第、この問題についての措置をいたしたい。ただ問題の趣旨は、必ずしも労働者の不利益のためにこういう制度をつくり、何と言いますか、使用主の利益のためにこういう制度ができておるのではない、やはりむしろ労働者の利益のためにできておるのじゃないかといふ面もあるのですから、それらの点を十分考へた上で、労働者の利益保護という点について欠けておるところがあるのではないかと思つた。もう少しこの点を検討いたしました。しかもこれは労働者に關係いたしますので、十分考へたいと思つた。

○木村八郎君 直接今の議題と關係がございませぬから、簡単に質問しまして終りますが、一、二点お尋ねいたします。

すでに大蔵省では、これがやはり違法であるという結論に達して、それを通達したところが、労働省の反対にあつて、そしてこれがやむやみになつておるやに聞いております。それから、日経連、全銀協、ことに日経連、資本家団体などが非常に反対した。それで大蔵省も困つて、一応違反である。それが、二十九年六月二十三日の百九十五号の法律ですね。今おっしゃつたあの法律の違反であることは、はっきり

しておりながら、これを禁止することができない。それからまた、これを労働者のためにそういう預金を許しておるのだと言いますけれども、金利も非常に高く、労働者の中では、金利が非常に高いものだから、よその人まで誘い合せて預けさせておる者があるのです。それで会社はこれを運転資金に使っている。労働基準法によれば、これは福利厚生施設に使わなければならない。それならいいのです。ところが運転資金に使って、しかも会社によりますと、預けてしまふと退職するまでこれを払わない。で、これを労働基準局に訴えた者が相当あります、払わないために……。そういう実情でございますから、その点は何か日経連あたりの圧迫によって、大蔵省あたり、せつかく先ほど大蔵大臣が御答弁になられたように、これはどうも銀行業類似のものになる。それで、これは違反であるというふうに一応きまされたのに、通達を出したやに言われておるのですが、それがあまいになっておるというところは、どうもあるいは日経連の圧迫によってこれが実際に実施されないものであるか。それから日経連は労働金をつぎすためにこういう組合預金を強化せよという指令を出した。それが日経連の新聞に出ておるのです。これは労働金庫か何かつぎすというふうな、そういうふうな意図があるとなると、ますますこれは問題になってくる。これは意見にわたるようになりますが、この点についての銀行局長の御意見を伺って、そうしてこの点についてはこれだけの質問にとめておきます。

○政府委員(河野通一君) 研究を続けたいと思ひます。それから、お話のように、大蔵省としてこれが法律違反なという結論に到達し、通達を出したというところでありますが、そういうことはいたしておきません。ただ非常に疑いが濃いということでは省議までいたしました。閣僚関係の間でも、法務省初め法制局の方と話し合いをいたしました。いまだに、はっきり結論が出ていない。それから日経連等が、この問題について、大蔵省がそういうものを禁止するのではないかと、いろいろなことから、それは禁止しては困るという意見書が出ております。これは承知いたしておきます。しかし、そういう意見書が出ておるから、その圧迫によってこれらの問題をやらせやりにしなさいと、おとすというところは全然ございませんから、御了承願ひたいと思ひます。

○岡三郎君 この証券の投資信託の問題ですが、七十七億ぐらいに増加してきた、これを現在においてもなお設定しておきます。しかし一方においては支払いを延期してきておる。今の市場の状況では今年において、まあ、あと一年ですね、法律的に余裕があるにしても、一年を延ばすか延ばさないかというふうな相当苦しい状態にある。結局初めにやったのは二年間であった、それが三年間に期限がなくなつた。こういうふうなわけで、一方において額面を割っているもの、その回復が非常に遅い。しかもそれが期限的に十月、だいたい時間に余裕があるようである、あまり夏相場も出さぬもないというので、大体この点が今後の市場の状況を左右するのではないかと、おとす一説には言われているように、投資信託自体が市場に対して好影響を与えるということよりも、最近においては、もたれかかった空気がなつてきておるのではないかと、こういうふうな点で、この設定額というのに対して政府は今後どういうふうなごうに面について考えるのか。いわゆる自転車のペダルをふむように、片一方において返さないで、しかもこれは一方、株としてはある程度のもので塩漬けになっておる。その間に、これを償還するために売り買いがあったとしても、大局的にそういう状態になっておる。そうして片一方のほうにおいて設定をしていくにしても、これが状態が改善されればいけれども、これがまた、いつどういう状態になるかわからんというふうな状態にいたした場合に、この追加型のほうではなくて、現在の契約型の証券の投資信託の設定額ですね、これが支払い延期の形との関連において大蔵省としてはどういうふうにお考えになっておるか、それをお聞きしたいと思います。

○國務大臣(一萬田尚登君) この設定額は今のような情勢で、これはもうお客さんといひますか、大衆のほうから考えても当然これは小さくなる。最近の情勢では特に小さい。月十億、五十億近い。今は十億、これは当然それより少なくなるを得ないというふうな考へておられます。大蔵省として、これは当然そういうふうな傾向をとるべきだといふふうに考へておられます。

○岡三郎君 それで、かりにも一年延期した場合に、一応法的にぎりぎりのところに行くわけですね。そうすると、これはまあ予測ですが、来年の十月の償還期になると、ぎりぎりになる。結局それまで何とかが片をつけていかねばならぬといふところになるわけですね。そういうことになると、最近言われているように、初めは株価の操作に投資信託の金が相当有効であつたけれども、最近においてはかえって、いろいろな材料が市場に反映するのを投資信託が逆にチェックしているような形になっておるのではないかと、こういうふうな段階において、いわゆるオープン投資信託というものが登場してきたわけなんです。いわゆるオープン投資信託というものが、現在大和で取り扱われているだけだと思ひます。オープン追加型投資信託というのに対して、今後他店に扱っていくのか、こういう点についてはどうお考えになっておるか。

○國務大臣(一萬田尚登君) 今のオープンのお話、これも他の証券会社でやりたいといふものもあるようでありませう。私はすみやかに、今言うような御意見の点もありますので、制度なり運用について、急速に考へて参りたい。単にオープンに許すとか許さぬとかというふうなことでなくて、もう少し理論的に考へていきたいと思つておられます。

○岡三郎君 今の点については、先ほど各委員から言われているように、私は株というものが、本来投機的なものであるという考へ方のものもありますけれども、しかし現在においては、投資という角度から、ものを考へていかねばならぬといふふうに考へるのであります。そうしないと、清算取引をやらせないという理由も私はないといふふうにも考へる。そこで健全投資という面から、投資信託というものが、個人々々が投資するということになると、ずいぶん損害というものも多いうわけですね。専門家が多角的にこれを取り扱って、そうして損害が起らないようにといふふうに宣伝広告に書いてある。くろりとだけにこれを任せて利潤をはかるべきだといふふうに宣伝広告しているわけでありませう。そうすると、基本的には、個人の利益を保護するといふふうにはいかなければ、結局また責めが大蔵当局に、保全経済とは形が変つておるといふことも、やはり投資者保護という面から言へば、この問題に対して今の大蔵省の態度といふものは、だんだん延ばしに延ばしていったじゃないかといふふうにもなると思つたので、今大蔵大臣が言つたように、急速にといふ言葉を使ひますが、投資信託全般について、オープン追加型投資信託を含めて、これが一体株式市場との関連及び個人の投資保護という建前から、どうすべきだといふ点を、明確に私にしろもらいたいと思つた。そうしないと、これがだんだんぎりぎり一歩いこのところまで行つて、損得は株の常道でやむを得ないのだといふだけでは、私は済まされぬと思つたので、すみやかに検討して、これに対して態度をはっきりしてもらいたいと思つたのであります。

○菊川孝夫君 最後にもう一言だけ、大蔵大臣にこの際伺つておきたいのは、俗に今の保守政政党は、民主党は金融業である銀行に勢力を持っている。それから、そこで自由党はもう銀

行には手が出ないというところから、証券業者を資金網としておられるところを言われておるのであります。これはなるほど今度の予算修正の場合をみましても、民主党はまず銀行に都合のいいような、預金利子に対して課税をさせない、こういう所得税法の改正案を出した。ところがこれに対して自由党は、民主党ばかりにいいことをやらせないぞというので、今度は配当控除について、二五%を三〇%に引き上げる。そこで保守二大政党が、銀行にいいように、それから証券業界にもいいようにというので妥協できたのが、あの予算修正の私は実態じゃないか、こういうふうに見える。なるほど火のないところに煙は立たないということをつくづく感じたのであります。そこで証券取引法と投資信託法の一部改正が出ました場合には、もしもこれを通しておいたときに、あとでまた第二の造船懸獄の問題というものが起きてくる危険が絶対にないかどうか、この点を一つ一万田大蔵大臣からしつかり、これは大蔵省の政府提案でありまするから、そういうことになる、これで賛成した場合においては一波かぶらなければならぬということになりまますので、一つはつきりと御言明を願っておきたいと思ひます。そういう危険がないかどうかということだけをしっかりと責任を持って御答弁願っておきたい。

○国務大臣(一萬田尚登君) これはまあこういうことを私申し上げるまでもないのでありますが、私の考えは違ふと思ひます。預貯金を今回免税にするのも、これは私はやはり勤労大衆ということを頭にに入れておるので。勤労大衆の協力なくして日本の再建ができません。これも百も承知いたしております。それで勤労大衆のために雇用の機会を私はどうしても作らなければいけません。それには今いろいろ仕事をやるのをすると、これも結局金が足りない、金がない、金利が高い、採算がとれない、こういう状況ですから、ここは私は限定的ではあるが、この期に思い切つて資本蓄積をし、金利を下げるように、そして金も借りやすく貸しやすくする、事業もそこで起り、コストも下る、そこで雇用の機会も起る、これがねらいでありまして、その目的を達するための手段として一時こういうことをやる。決してこれは銀行をもうけさせようとかあるいは金もうけとか、そんなことは決してありませんから、そうお考え下されば……。

それから配当の關係は、まあ一々これは金利關係ですから、資金の調達の上であまりへんばがないようにということ、これは調整のごとであります。そう考へて下されば万事解決します。○菊川孝夫君 大蔵大臣うまいことを言われたのだが、これは預金利子の免税については、勤労者に雇用の機会を与えるための一つの手段としてやるのだと、こうおっしゃるのだが、そうするとわれわれの目から見ると、今大蔵大臣もお考えだと思ひますが、どこの町へ行つても、戦災を受けた町あるいは受けない町に行つても、非常に戦前とは違つてはなやかになつてりつぱになつたといふことは一応わかるのであります。見たとときに何が目につけておるかといふこと、それは金融機関ですよ、あの店舗のはなやかに

なつてゐるのは、戦前にネオンサインをつけてやつておつたような銀行があまりなつたか、ネオンサインをつけてやつておつたような信用金庫があまりなつたか、これはみんな金融業者がそれだけもつておつたといふことなんでしょう。そういうふうには、資本蓄積といふのならば、何も金融機関というのがネオンサインをつけたり、あんなはなやかな店舗を作らなければ金が集まらないといふようなことではないのだからと思ひます。これは信用の問題だと思ひますが、ネオンサインをつけて信用を増すようにしてゐるといふようなことであつたらば、あなたの指導方針はそういう方針でもつて金を集めるといふことをやつておるか。そんな町角のいい目抜きのところは銀行でなしに小売業者や百貨店があるといふのならわかるのだけれども、銀座あたりは戦前と比べて戦後は銀行の支店ばかりになつておる、あんな高い土地を買えるのは銀行よりない。もうけたからして、どうせこれは税金でとられるか何かして、もうかり過ぎますから……、配当は幾ら何でもそう配当できんから、いよいよこの際だから銀座のいい土地でも買つて、いいビルディングを建てて、ネオンサインをつけておけ、こういうふうには私から見ると見える。あなたの方から見ると、これで預金の利子をふやして、金をもうからしたら、またこれでもつて集まるから、それで雇用の機会を作るというふうに進めばいいが、ますますもつて銀座は銀行交店のネオンサインになる。あそこに銀行のネオンサインがどんどん輝くといふことになつたのでは、あなたのお考えとは逆の方になつてしまふ、こう思

うのですが、この点はあなたはどうお考えですか。○国務大臣(一萬田尚登君) 私は今お話しのような悪い面を極力やめて、そして私が申し上げましたような方向に持つてゆく、こういう決意でおります。○木村禮八郎君 今のに関連して、資料を銀行局長に一つ出してもらいた。それは金額別の預金のパーセンテージ、これを出していただければ結構してやる。こういう金額の預金が多くて、こういう金額の預金が少ない……、これは大体私は古い統計では見ておるんですが、それは大口預金といふものが非常に多いのであつて、そして今は勤労者の方の預金といふのは、小口は非常に少いのです。法人預金なんかが多いんです。それが一つと、もう一つは、大蔵大臣は資本蓄積のために銀行預金の利子税を下げ、あるいは株式配当の課税を一五%とか二〇%下げ、今度またさらにその控除を上げるというんですが、しかしそれだけで資本蓄積になりますか。私はひもをつけないければ資本蓄積にならないと思ひます。これはどういふ方面に投資しなければならぬといふことをつけなければ……、今大蔵大臣よく御存じの、予算委員会でも問題になつておりますが、いわゆる現金による貨幣資本蓄積と実体資本の蓄積が遊離しちゃつて、今はもう設備としては、設備投資は非常に過剰投資、二重投資、非常なむだが行われておる。これは私は鉄鋼のストリップ・ミルなんかは問題にならないと思ひます。新しく設備投資をしてそれが六割しか稼働してない。砂糖だつてそうです。問題の砂糖なんかほとんど設備投資して、三割五分しか稼働してないんですよ。ですから資本蓄積資本蓄積と、そのために預金の利子に対する免除をする、株式配当に対する免除をする、そして貨幣資本に蓄積されますが、その効率的運用、これについては全然手がふれられてないんです。これでは非常にむだだと思ひます。もう今は各産業で非常に過剰投資です。この点を大蔵大臣それとらひ合せなければ……、それから法人税の減税でも、これも前にも交際費の問題がありました。が、ひもをつけないで法人税を幾ら免税してもこれはまた社用族に使われる。いわゆる資金規制なり資金統制は、これは法律でやるかやらんかは別でありませうけれども、この方を考えないで、ただもう資本蓄積資本蓄積、今はもう実体資本からいへば蓄積過剰ですよ。一体何を蓄積しようといふんですか、その点は私は非常に疑問に思ひます。貨幣資本の蓄積と実体資本の蓄積には関連がないんです。そういう関連がないものによつて、ただ資本蓄積と称して、不勞所得のためにほとんど減税してゆくといふことについては非常に問題があるんじゃないかと思ひます。その点どういふふうにお考えですか、大蔵大臣及び銀行局長にも伺いた

い。○国務大臣(一萬田尚登君) その点については今後におきましても企画庁になりまして、あそこで産業計画とかを順次立てまして、そうしてこういうふうな方向で日本のこれはまあ産業構造の上においてでありまして、同時に長期にわたつてこういうふうにしていただきたいという計画が樹立される。これ

は十分私今後の資金の流れを規制しなければならぬと考へておきます。このやり方はどうやるかという、今お話しのように自主的にできるだけいけば、私は金融の本質からいって思いますが、必要があればまた考へなければならぬ、かように考へておきます。

○政府委員(河野通一君) この点は従来から蓄積された資金の効率的といえますが、重点的な運用については、できるだけその効果を確保するように努めて参ったのでありますが、今後におきましても当然そういうことがさらに強化される必要があると考へます。問題は程度及びその具体的な方法にあると思ひます。で、私どもは直ちにそういうことのために立法によつて強制することがいいかどうかということについては、さらに検討しなければいけないと思ひますけれども、お話しのような方向に進んで、投資その他についてむだがないように、率を上げてゆくように今後といえどもできるだけそういう方向で努力したい、かように考へておきます。

○木村禮八郎君 投資信託をも含めて全体の蓄積される資金の運用については経済審議庁なんかでやる、そんなことでゆくもんじゃないかと、総合経済六カ年計画、これについて一番問題なのは資金の問題です。資金の蓄積はいろいろな形です。これをどういうふうにしてあの総合経済六カ年計画に沿うように資金の流れをやつてゆかかという事は、これは今度資金委員会を作るとか何とか言つておられますが、何か内閣に強力なインペストメントに対するボードみたいなものを作つて、そこでやらなければならぬ。

もう日本はばやばやしているような経済ではない。今までのようにそんなばやばやしたやり方をやつていられます。毎年人口は百万もふえて、七十万、八十万近い労働人口がふえてきて、それに対して今年でも六十万くらいしか職が与えられていない。二十万人くらい失業者は慢性的に過剰になっておる。こういう状態は、雇用計画、産業計画とあわせて資金のむだのないようにならねばならぬと思ひます。個々のインペストメントのむだだけじゃなくて、総合的なむだがないようにしなければならぬ。そんなむだがある経済というものは貧乏な日本の経済にありません。実態を御覧になって、そういう一環としての投資信託の問題も考へなければならぬ、みんな個々ばらばらで考へてはだめである。それが総合性という問題だと思ひます。投資者保護の問題もありです。その見地から私には質問したのですが、そういう総合的な見地からどうもわかれわかれ聞かなければならぬ。これは特に民主党とか自由党とか、そういうあれじゃなくて、国民経済的な観点からいつたらどうしたつてそうしなければならぬ。そういうなければ、こんなむだなことをやつていてどうしてこれからの人口がふえていくのを養えますか。個々の資本の利潤だけの確保の経済、それだからこうなつてきます。利潤追求経済というものはいかにむだであるかということにこれまた実証した。これでどうしたつて私はだめだと思ひます。証券投資信託もやはりそういう点からも着眼して、そのくらの考へは持たなければならぬ段階にきた。これだけ追いつ

められてきて、今までのマンネリズムの考へ方ではどうもならぬところきておる。そういうような点から考へ直さなければならぬということ、それからもう一つ伺いたいことは、証券取引制度自体がやはりこれは再検討しなければならぬ時期ではないかと思ひますが、どうですか。やはり投資信託とからんでおられますが、それは証券取引法ができたときに当初問題になつたことでもあつたし、それは外国の、アメリカの制度を輸入しながらアメリカのいいところは捨てちゃつておる。それはいわゆるスベキレーションができるような形になつておる。今の証券業者というのはそういう形ではなく、やはりこれもこの際考へ直さなければならぬことじゃないかと思ひますが、二つの点についてもう一度御意見を伺つておきたい。大蔵大臣から一つ。

○國務大臣(一萬田尚登君) 私も御意見に異論はないのであります。ただ、どういふ方法でいくかという点に重点がある、十分検討を加えてみたいと思ひます。

見ると、幾つもの証券金融会社の認可の場合を予想しておるような書き方だと思ひますが、私どもに言わせれば二項では大蔵大臣は次の各号の一に該当する場合には免許をしない、そのいふように書けば済むのだと思ひます。にもかかわらず、次の各号の一に該当する場合は免許をしない、そのいふように書いておると、その見ると、いかにも証券金融会社を幾つも認可することを前提として立案された条文のように思われまが、しかしこの間理財局長から伺つた、この証券金融会社は当該証券取引所の決済機構を、利用してその業務を行わなければならない、しかも当該取引所と契約を結んで業務を行わなければならないから、実際上は一つになるだろうというふうなことを想像させられるような御答弁だったので、今日日証金は一つで相当いろいろ取引の円滑化に貢献しておることはもちろんですが、また独占ですからこれに対する非難も当然あると思ひます。独占になりますと弊害もあるし、同時に弊害がないにしても、外部の者からいつと、ややもするとひがみを持ちやすいものだと思ひますが、この百五十六條の四にいろいろ書いておいて、この欠格事項にはずれておれば認可をしなければならぬという事になると、いかにもたくさん認可されるようでありながら、なお独占的にやらして置くということである、一そうひがみを起させる面を伴うのじゃないかと思ひます。それに関連していろいろ条文を書かれた立法の趣旨からいつて、五千万円以上の資本金をおいて、こういう罰金刑に処せられたとか、こういう欠格事項に当

らない場合には幾つあつても認可されるというおつもりであるかどうかということ、この条文に関連して伺つておきたいのです。

○政府委員(阪田泰二君) 私からお答へいたしますが、百五十六條の四の規定は第一項と第二項がある。第一項の方で免許を与える場合についての積極的な、こういう資格を持っていないけれども、こういう資格を以ておる。積極的な資格要件がある、そういうものに對しては与えるわけであります。第二項の方ではいけば消極的な要件、こういうものは与えられない、ということをお例としてあげておる。そういうふうな書き方で、大体免許の法律を書きますにはこういう書き方をすることが例でありまして、第一項の積極的な要件を備えたものについては第二項の消極的な要件がなければ免許が与えられない、こういうふうな書き方をしております。こういう技術的なことになりませんが、大体免許のあれを書きます場合には前例になつておるやり方で、こういう条文を書いておるわけであります。お尋ねのような点につきましては、昨日お答へ申し上げました通りでありまして、實際上ここで取引所の決済の機構を運営していくとの関係と結びつけて証券金融の業務も行われますので、幾つもある会社があるということとはこれは實際上非常に不便、非効率なことになりまますので、一つの会社でやるということになりまます、そういうふうな業務の運営につきましては、ちよつとお説のような独占的なことのようにない、いろいろと業務が円滑にいかにない、こういうふうなことはならぬように、この法律によりまます

○木内四郎君 証券取引所法の百五十六條の四に關連してちよつと一言だけ伺つておきたいのですが、この条文によりまますと、証券金融会社が申請人の人的構成、信用状態及び資金調達の能力並びに有価証券市場の状況等に照らして、その適格性があるかどうかということをお調べなければならぬということでありまます。ところがその次の項に、大蔵大臣は「次の各号の一に該当する場合は除いて、その免許を与えなければならぬ。」と書いてあります。この条文をすつと読みますといつと、専門家はとにかくと、しるうとが

○政府委員(河野通一君) この点は従来から蓄積された資金の効率的といえますが、重点的な運用については、できるだけその効果を確保するように努めて参ったのでありますが、今後におきましても当然そういうことがさらに強化される必要があると考へます。問題は程度及びその具体的な方法にあると思ひます。で、私どもは直ちにそういうことのために立法によつて強制することがいいかどうかということについては、さらに検討しなければいけないと思ひますけれども、お話しのような方向に進んで、投資その他についてむだがないように、率を上げてゆくように今後といえどもできるだけそういう方向で努力したい、かように考へておきます。

○木村禮八郎君 投資信託をも含めて全体の蓄積される資金の運用については経済審議庁なんかでやる、そんなことでゆくもんじゃないかと、総合経済六カ年計画、これについて一番問題なのは資金の問題です。資金の蓄積はいろいろな形です。これをどういうふうにしてあの総合経済六カ年計画に沿うように資金の流れをやつてゆかかという事は、これは今度資金委員会を作るとか何とか言つておられますが、何か内閣に強力なインペストメントに対するボードみたいなものを作つて、そこでやらなければならぬ。

見ると、幾つもの証券金融会社の認可の場合を予想しておるような書き方だと思ひますが、私どもに言わせれば二項では大蔵大臣は次の各号の一に該当する場合には免許をしない、そのいふように書けば済むのだと思ひます。にもかかわらず、次の各号の一に該当する場合は免許をしない、そのいふように書いておると、その見ると、いかにも証券金融会社を幾つも認可することを前提として立案された条文のように思われまが、しかしこの間理財局長から伺つた、この証券金融会社は当該証券取引所の決済機構を、利用してその業務を行わなければならない、しかも当該取引所と契約を結んで業務を行わなければならないから、実際上は一つになるだろうというふうなことを想像させられるような御答弁だったので、今日日証金は一つで相当いろいろ取引の円滑化に貢献しておることはもちろんですが、また独占ですからこれに対する非難も当然あると思ひます。独占になりますと弊害もあるし、同時に弊害がないにしても、外部の者からいつと、ややもするとひがみを持ちやすいものだと思ひますが、この百五十六條の四にいろいろ書いておいて、この欠格事項にはずれておれば認可をしなければならぬという事になると、いかにもたくさん認可されるようでありながら、なお独占的にやらして置くということである、一そうひがみを起させる面を伴うのじゃないかと思ひます。それに関連していろいろ条文を書かれた立法の趣旨からいつて、五千万円以上の資本金をおいて、こういう罰金刑に処せられたとか、こういう欠格事項に当

○政府委員(阪田泰二君) 私からお答へいたしますが、百五十六條の四の規定は第一項と第二項がある。第一項の方で免許を与える場合についての積極的な、こういう資格を持っていないけれども、こういう資格を以ておる。積極的な資格要件がある、そういうものに對しては与えるわけであります。第二項の方ではいけば消極的な要件、こういうものは与えられない、ということをお例としてあげておる。そういうふうな書き方で、大体免許の法律を書きますにはこういう書き方をすることが例でありまして、第一項の積極的な要件を備えたものについては第二項の消極的な要件がなければ免許が与えられない、こういうふうな書き方をしております。こういう技術的なことになりませんが、大体免許のあれを書きます場合には前例になつておるやり方で、こういう条文を書いておるわけであります。お尋ねのような点につきましては、昨日お答へ申し上げました通りでありまして、實際上ここで取引所の決済の機構を運営していくとの関係と結びつけて証券金融の業務も行われますので、幾つもある会社があるということとはこれは實際上非常に不便、非効率なことになりまますので、一つの会社でやるということになりまます、そういうふうな業務の運営につきましては、ちよつとお説のような独占的なことのようにない、いろいろと業務が円滑にいかにない、こういうふうなことはならぬように、この法律によりまます

○木内四郎君 証券取引所法の百五十六條の四に關連してちよつと一言だけ伺つておきたいのですが、この条文によりまますと、証券金融会社が申請人の人的構成、信用状態及び資金調達の能力並びに有価証券市場の状況等に照らして、その適格性があるかどうかということをお調べなければならぬということでありまます。ところがその次の項に、大蔵大臣は「次の各号の一に該当する場合は除いて、その免許を与えなければならぬ。」と書いてあります。この条文をすつと読みますといつと、専門家はとにかくと、しるうとが

る監督規定を活用しまして、十分に指導して参らなければならぬと思ひますが、法律の規定をいたしましては、ただいま御説明申し上げましたようなことに相なっております。

○木内四郎君 今あなたの言われることは、説明を聞かなくても条文を読めばわかるのだよ。一方は積極的にやり、一方は消極的にやっておる。第二項を私も読んだときに、該当する場合を除いて免許を与えなければならぬという……、戦後議員立法のある特殊な機関についてこういう条文を入れたのがおそろく先例になつておるのだと思つたのですが、じゃなぜあつさり左の各号の一に該当する場合には免許を与えまいかんと驚かないか、それを除いた場合には認可をしなければならぬ、こういうようなことを書くと、しるうとの国民一般は、いかにもだれでもやれるような印象を受ける。法律上の技術的な問題はあなたに説明を聞かなくても、ここに居る者はそれくらいのこととはみなわかつておると思つた。そこであなたの言われたようにその前の条文の百五十六条の三、当該証券取引所の決済機構を利用して貸し付ける業務を営もうとする」といふ、それに関連してあなたから御説明を聞いたのだが、実際問題として一つになるだろ、それだけければ弊害があるだろ、ということもこれはわかるのですよ。わかるのだけれども、この条文の書き方をどうやっていくと、ただでさえ独占的な企業に対してはほかの人はひがみを持つ。こう書いてあるが、おれには許さないであつておれは許さない、おれは許さないと思つたから、それがあつたかと思つたから、

私は伺つたんですが、これは、今こういう規定であるけれども、一つしか認可をしないのだという方針か、幾つも認可をするという方針か、大蔵大臣から伺えたいんです。

○國務大臣(一萬田尚登君) お答えいたします。一つを認めることにいたしました。(笑聲)

○木内四郎君 まあ、それは御趣意は、この閣理財局長から伺つて、そういう考え方でやっていく方がいいのだというところはいろいろわかつておるのですが、それならもう少し端的に書いておいてもらわないかと、私も証券のこととはしるうとだし、一般国民もこれを見て、おろ、みんなだれにも許すことになるんだ、にもかかわらず日証金だけしか許さない、あれは日証金から人間が来たんだから……、こんなひがみを持たれたら損じゃないかというの、まあ私の質問の要点なんです。一つしか許されないならそう書いておいた方がいい。ただでさえ、今日の日証金に対しては、私は外からのひがみだと思つたけれども、ずいぶん非難があるんです。それは、名前をあげるのにはあれだけれども、日本銀行からいつているのだからどうだとかいうことをとかく言われておる。それは私に間違った、外からのひがみだと思つたけれども、それに関連して、もう少し端的に、さらにそういうひがみを助長するような規定は除いておいた方がいいんじゃないか。たとえば二項に、大蔵大臣は左の各号に該当する場合には認可しなからぬと書いておいたら、もうそれで実にあつさりした書き方だと思つて、まあ一つしか許さないと言つたら、大蔵大臣はそこに修正

案を出された方がいいと思つた。

○菊川孝夫君 私は昨日もこの点を阪田理財局長に聞いたんですが、これはどうしたつて二つでも三つでも申請して、この欠格条項に当てはまらなければできるようになる。ただ、取引所の機構を利用してということだから一つだとあなたは昨日も答弁しておる。今、一萬田大蔵大臣も一つだといふんだが、そうすると独占に陥りやすい。日歩の計算等につきましても、一こまかくあなたの方では認可して、その程度の日歩でよろしい、こういうことで監督をされるか。そうすると監督するものによつては、法律にうたわれないのですから、大蔵省のさじかげんによつては日歩も動かし得るということになるんですか、その点を一つ伺いたい。

○政府委員(阪田泰三君) これは一取引所に一会社でできる。その結果独占的になつてかつてなことをやるんじゃないかという点につきましても、これは、この法律の規定にもございませうに、会社を作ります場合には、まだどういふ貸付をするか、株式の貸付金利、その他どうするかという業務の種類及び方法、これをはつきりきめまして、それで認可を受けるわけでありませう。またその業務の方法なりやり方が不適當でありますれば、昨日もお尋ねがありましたように、百五十六条の八、こういう規定に基きまして、このの変更を命ずることもできる、こういうことにはいたしまして、すべて、お尋ねのような貸付その他の点につきましては、ちゃんと認可された条件に従つて、あるいは命令されたようにやつていくように指導いたして参るわけでありませうので、まあ御懸念のようなことはないと思つております。

○菊川孝夫君 それはだれかそのぐらいなところが適當であるという判定を

下す権限が……、やっぱり大蔵大臣がお持ちですか、それとも日銀總裁の方で考えられるか、これはだれがそういう判定するのです。大蔵大臣の権限になるか、あるいは委員会でも設けて、そいつはこの程度でよろうというふうに考えられるのですか。

○政府委員(阪田泰三君) これはもちろんです認可の申請をして参ります場合に、大蔵大臣が判断いたしました認可するわけでありませう。

○菊川孝夫君 日銀總裁がよく株式の今の相場の動きはどうも行き過ぎであるとか何とかいうような談話を発表するようですが、日銀總裁の息がそこま

でかかつてくるのだということになると、そういう証券金融会社が手当てするところの資金のコストに影響するから、日銀總裁の発言というものは影響してきませんか、そういう意味かね。いわゆる銀行の方から借りてくるのは、株式があんまり過当投機にわたるといふような危険があるようだから、もっと利息をかけるぞ、こうやったら、日証金から借り入れる場合には日歩が高くなるので、おかげで相場ははねな

くなる、こういうことになつて、株式相場が落ちついてくる、こういうような操作を考へておられるんですか。

○政府委員(阪田泰三君) まあこれはかりにそういうような場合に、証券市場へ影響があるというふうなことがあつたとしても、それはただいまお尋ねのような筋で影響があるというのではなくて、やはり日本銀行の方針というものが世の中の一般の金融界、経済界に影響する、その反映として株価の方にも反映する、そういう一般的な影響の方が大きいのではない

かと思つたから、

○菊川孝夫君 それはだれかそのぐらいなところが適當であるという判定を

○菊川孝夫君 それはだれかそのぐらいなところが適當であるという判定を

○菊川孝夫君 それはだれかそのぐらいなところが適當であるという判定を

○菊川孝夫君 それはだれかそのぐらいなところが適當であるという判定を

○菊川孝夫君 それはだれかそのぐらいなところが適當であるという判定を

○菊川孝夫君 それはだれかそのぐらいなところが適當であるという判定を

○菊川孝夫君 それはだれかそのぐらいなところが適當であるという判定を

○菊川孝夫君 それはだれかそのぐらいなところが適當であるという判定を

○菊川孝夫君 それはだれかそのぐらいなところが適當であるという判定を

○菊川孝夫君 それはだれかそのぐらいなところが適當であるという判定を

○菊川孝夫君 それはだれかそのぐらいなところが適當であるという判定を

○菊川孝夫君 それはだれかそのぐらいなところが適當であるという判定を

○菊川孝夫君 それはだれかそのぐらいなところが適當であるという判定を

○菊川孝夫君 それはだれかそのぐらいなところが適當であるという判定を

○菊川孝夫君 それはだれかそのぐらいなところが適當であるという判定を

○菊川孝夫君 それはだれかそのぐらいなところが適當であるという判定を

○菊川孝夫君 それはだれかそのぐらいなところが適當であるという判定を

○菊川孝夫君 それはだれかそのぐらいなところが適當であるという判定を

○菊川孝夫君 それはだれかそのぐらいなところが適當であるという判定を

○菊川孝夫君 それはだれかそのぐらいなところが適當であるという判定を

○菊川孝夫君 それはだれかそのぐらいなところが適當であるという判定を

○菊川孝夫君 それはだれかそのぐらいなところが適當であるという判定を

○菊川孝夫君 それはだれかそのぐらいなところが適當であるという判定を

○菊川孝夫君 それはだれかそのぐらいなところが適當であるという判定を

○菊川孝夫君 それはだれかそのぐらいなところが適當であるという判定を

○菊川孝夫君 それはだれかそのぐらいなところが適當であるという判定を

○菊川孝夫君 それはだれかそのぐらいなところが適當であるという判定を

○菊川孝夫君 それはだれかそのぐらいなところが適當であるという判定を

○菊川孝夫君 それはだれかそのぐらいなところが適當であるという判定を

○菊川孝夫君 それはだれかそのぐらいなところが適當であるという判定を

○菊川孝夫君 それはだれかそのぐらいなところが適當であるという判定を

○菊川孝夫君 それはだれかそのぐらいなところが適當であるという判定を

○菊川孝夫君 それはだれかそのぐらいなところが適當であるという判定を

○菊川孝夫君 それはだれかそのぐらいなところが適當であるという判定を

○菊川孝夫君 それはだれかそのぐらいなところが適當であるという判定を

か。これは私の個人的な考えです。そういうふうなことが主になるんじゃないかと思ひます。

○木村福八郎君 これでは質疑が終つて採決に入るのだからと思ひますが、その前に、一応大蔵大臣の御答弁とこの提案理由とをちょっと食い違つておるところがありませんから、それだけ確かめておきたいと思ひます。

それは追加信託を容易ならしめるために今度の投資信託の改正をやるんだ、こういうことになっておりますが、今これを具体的に適用されるのは大和証券一つですね。そこで先ほどの大蔵大臣の御説明では、これをもちつと拡大する意思はないのだ、拡大するかしなにかについては、先ほど来の質問もあつたので、慎重に考えてみたい、こういう御話だったんですよ。そうすると、大蔵大臣は、現在は大和証券だけであるけれども、この法律案の提案理由によると、追加信託を容易ならしめるためにこういう改正をやるんだとする、それは大和証券だけではなくて、今後将来ほかの方にも拡大するということがこの提案理由になっておるわけですね。ところが、大蔵大臣は先ほどいろいろの質問が出てきたもんで、それから、これは一つ考え直してみなければならぬと、拡大するかどうか、そのことは慎重に考えてみるということになると、この提案理由の趣旨と違つておる。ただここで答弁だけはそういう答弁をしておいて、実際にはもつと拡大するということになると、それはもう違つてくるわけですから、その提案理由と大蔵大臣の答弁とは違つておる。そこはどうか、お答えし

ますが、私は、先ほど申しましたのは、もう少し広い範囲で全体の証券に関する制度につきましてもう少し基本的な、かつ総合的に考えていきたい、こういうふうな答弁をいたしたわけでございます。

○木村福八郎君 はつきりしていませんね、委員長まだはつきりしません。この改正案は大和証券に関する限りだけなんですか。

○政府委員(阪田泰二君) ちょっと私から申し上げておきますが、この追加信託の規定は、これは従来からございましてものでありますので、しかもまあ実際やっておりますのは大和証券だけあります。その他の証券会社ももちろんやることにして申請していただければできる可能性はあつたわけでありまして。その追加信託の規定に、多少従来の規定では実行上不便な点がありまして、それを直そうというのが今回の改正で、もちろん改正規定は、大和信託以外のその他の会社にも当然適用があるわけでありまして。その結果便利になりまして、その他の証券会社におきましても今まででもできたわけでありまして、今後これを取り上げてやろうという会社が二、三出てくるんじゃないかと、こういうふうな御説明でございます。

○木村福八郎君 そうするとますます違つてきます。先ほど大蔵大臣は、いろいろ御議論があるので、これを拡大していくという考えがあるのじゃないのだ、今の阪田局長の御説明ですと、この改正をすれば、二、三のほかの証券会社からもやりたいという希望があるかもしれない、こう言つておる。そうするとこれをもちつとこういう制度を

便利ならしめ、もつと拡大させると、こういう意図から出ているのであるというところは、これはもうはつきりしたわけですね。それはこの提案理由からいって、もうそうなんですよ。そうするとそこはこれまで投資信託に対するいろいろの心配があるので、一般の委員の議論の焦点は、やはりこれは拡大をあまりさしてはいかんと、そういう点で質問したのだと思つて、それに対して大蔵大臣は、もつと拡大する意思はないのだというふうな御答弁だ、はつきり言へば、いろいろの御議論もあつたから、もつと慎重に考えていきたい、そういうところだ。今の阪田局長は、改正すれば二、三の証券業者から申請があると思つて、そういう便ならしめるために改正するということになつておると、その点は非常に食い違つておると思つておるのです。根本のまた趣旨におい

て違つておるのですよ。

○政府委員(阪田泰二君) ちょっと私の御説明が不足しておつたように思ひますので、重ねて申し上げますが、従来から投資信託は、御承知のように単位型と追加型と二つの型がございまして、従来もつぱら単位型が行われておりました。追加型は大和証券が一つだけやつておりました、こういう状態になつておりましたわけでありまして。その追加型というふうな制度、あるいはどちらをやるかというふうな点につきまして、この追加型の制度が従来あまりやられておりません。それにつきましては多少規定上も不便な点がありまして、今回まあそういうふうな点も直そうと、従つてこういう制度ができればこういう方面に転換して、こちらの方のやり方をやってみよう

という会社も出るのじゃないか、こういうふうな御説明を申し上げたわけでありまして。

この追加型の投資信託を非常にこれから拡充しようとか、今の単位型を含めまして総体の投資信託にしても、こういう制度を設けて、総額といふやうか、全体を大いに積極的にこれからふやそう、こういうふうな意図は持つていないわけでありまして。

○木村福八郎君 それではわれわれの態度のきめ方が非常に違つてくる。私は最初、一応この程度のさつきの大蔵大臣の説明なら賛成してもいいんじゃないかと思つておりましたけれども、しかし実際の腹を聞いてみますと、やはりこれをやれば二、三の証券業者からも申請があるだろうというんで、実際問題として大和以外の、さらによその証券会社も追加型をやるようになる。別に積極的に奨励するんじゃないと言つておられますけれども、この改正によつてそういう道が開かれてくるということになると、これは実際にいって積極性を持つておるわけで、そういう意味でこれはもつと態度を今度は考え直さなければなりません。

○森下政一君 理財局長にちよつとお尋ねしますが、さつき木内君が証券取引法について指摘した点でございますが、各証券取引所にそれぞれ一つでございましておるわけですね。で、先刻大蔵大臣が言われたやうな、一つだけしか認めないつもりなんだということなら、現在すでにござつてしまつておるものに、あとからこの第五章というものをに入れて、わざわざ証券金融会社のことをごへ入れるんですから、

木内君が言つた通りに、だれが読んだってこれはある要件を備えておれば、当然認めなければならぬやうになつておると私は思つておる。ところが実際には一つしか認めないということになるんだったら、どうもそこところはしつくりしないと思つておる。これは委員長どうでしょう。採決をさうお急ぎにならないで、ここに参議院先議の法案でもありますから、同時に投資信託法の問題も木村さんの指摘したやうな点もあるんで、一ぺん全員の協議を聞いていただいて、超党派的に、これはこういうふうな直せばいいんじゃないか、簡単な修正で私はいろんな誤解をとめることができるんだと思つて相談してもらつたことに、委員長からお話り願ひたいと思ひますが……。

○平林剛君 私も今の森下委員の意見に対して賛成です。それで今の雰囲気は適当でないと思ひます。昨日私が質問いたしました五千万円以下の金融会社の措置を今後どういうふうな指導し、または措置をするかということについても、統合、もしくは別な措置があるやうなお話も聞いて、私もちよつとこの法案について明瞭でないところが、疑問が一つ生れてきておるんですが、すぐに採決ということではなくて、この際休憩をして、午後にも回してもらう。そして今の森下委員のやうな取扱いでも、また別個の措置でも委員長の方に御取計り願ひたいと思ひます。

○委員長(青木一男君) ちよつと申し上げます。この際暫時休憩をして、その間に理事會を開いて、各派の意見を

持ち寄って今の件を相談したいと思
います。

暫時休憩いたします。

午後零時三十九分休憩

午後三時十三分開会

○委員長(青木一男君) 休憩前に引き
続き会議を開きます。

都合により本日はこれにて散会いた
します。

午後三時十四分散会

大蔵委員会第十六号正誤

頁 段 行 誤 正

三二五四
三三八八
委員長
委員会

昭和三十年六月二十一日印刷

昭和三十年六月二十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局